

立候補届出番号

選挙の公費負担に関する契約届出書

令和 3年 月 日

大崎上島町選挙管理委員会委員長 様

令和3年3月21日執行 大崎上島町議会議員一般選挙

候補者

次のとおり選挙運動の公費負担に関する契約を締結したので届け出ます。

契約の種別	契約 年 月 日	契約の相手方の住所、氏名（法人にあっては、所在地、名称・代表者氏名）		契 約 内 容	
		住所、所在地	氏名、名称・代表者氏名	期間、車両番号又は枚数	契約金額
一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約	令和3年 月 日			令和3年 月 日～ 令和3年 月 日	円
選挙運動用自動車の借入れ契約				令和3年 月 日～ 令和3年 月 日	円
選挙運動用自動車の燃料の供給契約					円/ℓ
選挙運動用自動車の運転手の雇用契約				令和3年 月 日～ 令和3年 月 日	円
選挙運動用ピラの作成契約				枚	円
選挙運動用ポスターの作成契約				枚	円

備考

- 1 該当する契約の欄に、契約年月日、契約の相手方の氏名及び住所（法人にあっては、所在地、名称・代表者氏名）、契約内容等を記入してください。
- 2 該当する契約書の写しを添付してください。
- 3 候補者本人が届け出る場合にあっては、本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

自動車燃料代確認申請書

令和 3年 月 日

大崎上島町選挙管理委員会委員長 様

令和3年3月21日執行 大崎上島町議会議員一般選挙

候補者.....

次の自動車燃料代につき、大崎上島町議会議員及び大崎上島町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

1 契約年月日	令和 年 月 日
2 契約の相手方の氏名及び住 (法人にあっては、名称、代表 者の氏名及び所在地)	
3 燃料の供給を受ける自動車の 車種及び登録番号	
4 確認申請金額	円

区 分	購 入 金 額	左のうち確認済み又は 確認申請金額
前回までの累積金額 (a)	円	円
今回の購入金額 (b)	円	円
燃料代 計 (a) + (b)	円	円
備 考		

備考

- この申請書は、燃料供給事業者等ごとに別々に候補者から大崎上島町選挙管理委員会に提出してください。
- 自動車の燃料代について公費負担の対象となるのは、公職選挙法第141条第1項の規定により候補者が選挙運動のために使用する1台の自動車に供給した燃料に係るものに限られています。
- この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「燃料の供給を受ける自動車の車種及び登録番号」には、契約届出書に記載された自動車の車種及び登録番号を記載してください。
- 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給事業者から購入した金額をも含めて記載してください。
- 公費負担の限度額算出の日数については、無投票となった場合には、立候補届出をした日から無投票が確定した日までとなり、また、選挙運動用自動車使用に関する運送等契約において一般乗用旅客自動車運送事業者との契約が締結されている場合には、その日数を除いた日数となります。
- 候補者本人が提出する場合にあっては、本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

ビラ作成枚数確認申請書

令和 3年 月 日

大崎上島町選挙管理委員会委員長 様

令和3年3月21日執行 大崎上島町議会議員一般選挙

候補者.....

次のビラの作成枚数につき、大崎上島町議会議員及び大崎上島町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので申請します。

1 契約年月日	令和 年 月 日
2 契約の相手方の氏名及び住所 (法人にあっては、名称、代表者の氏名及び所在地))	
3 確認申請枚数	枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済み又は 確認申請金額
前回までの累積枚数 (a)	枚	枚
今 回 の 枚 数 (b)	枚	枚
枚 数 計 (a) + (b)	枚	枚
備 考		

備考

- この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から大崎上島町選挙管理委員会に提出してください。
- この申請書は、ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。
- 候補者本人が提出する場合にあっては、本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

ポスター作成枚数確認申請書

令和 3年 月 日

大崎上島町選挙管理委員会委員長 様

令和3年3月21日執行 大崎上島町議会議員一般選挙

候補者.....

次のポスターの作成枚数につき、大崎上島町議会議員及び大崎上島町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例第11条の規定による確認を受けたいので申請します。

1 契約年月日	令和 年 月 日
2 契約の相手方の氏名及び住所 (法人にあっては、名称、代表者の氏名及び所在地))	
3 確認申請枚数	枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済み又は 確認申請金額
前回までの累積枚数 (a)	枚	枚
今 回 の 枚 数 (b)	枚	枚
枚 数 計 (a) + (b)	枚	枚
備 考		

備考

- この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から大崎上島町選挙管理委員会に提出してください。
- この申請書は、ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。
- 候補者本人が提出する場合にあっては、本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

選挙運動自動車使用証明書（自動車）

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

令和 3年 月 日

令和3年3月21日執行 大崎上島町議会議員一般選挙

候補者.....

運 送 等 契 約 区 分 (該当する方の番号に○をしてください。)	1 一般乗用旅客自動車運送自動車との運送契約による場合		
	2 1に掲げる場合以外の場合		
運 送 事 業 者 等 の 指 名 及 び 住 所 (法人にあつては、名称、代表者の氏名及び所在地)			
車 種 及 び 自 動 車 登 録 番 号	運 送 等 年 月 日	運 送 等 金 額	備 考
	令和 年 月 日	円	
	令和 年 月 日	円	
	令和 年 月 日	円	
	令和 年 月 日	円	
	令和 年 月 日	円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 運送事業者等が大崎上島町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、大崎上島町に支払を請求することはできません。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 4の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び5の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、大崎上島町に支払を請求することはできません。

選挙運動自動車使用証明書（燃料）

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

令和 3年 月 日

令和3年3月21日執行 大崎上島町議会議員一般選挙

候補者.....

燃料供給事業者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び所在地）				
燃料供給 年 月 日	燃料の供給を受けた 自動車の車種及び 登録番号	燃料 供給量	燃料供給 金額	備 考
令和 年 月 日		ℓ	円	
令和 年 月 日		ℓ	円	
令和 年 月 日		ℓ	円	
令和 年 月 日		ℓ	円	
令和 年 月 日		ℓ	円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた自動車の登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて燃料供給業者に提出してください。
- 「燃料の供給を受けた自動車の車種及び登録番号」欄には、契約届出書に記載された自動車の車種及び登録番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた自動車の車種及び登録番号」欄、「燃料供給量」欄、「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 燃料供給業者が大崎上島町に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- 燃料代について公費の支払いの請求をすることができるのは、公職選挙法第141条第1項の規定により候補者が選挙運動のために使用する1台の自動車に供給した燃料に係るものに限られており、その自動車には候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された自動車が該当します。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、大崎上島町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。
- 公費負担の限度額算出の日数については、無投票となった場合には、立候補届出をした日から無投票が確定した日までとなり、また、選挙運動用自動車使用に関する運送等契約において一般乗用旅客自動車運送事業者との契約が締結されている場合には、その日数を除いた日数となります。

選挙運動自動車使用証明書（運転手）

次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

令和 3年 月 日

令和3年3月21日執行 大崎上島町議会議員一般選挙

候補者.....

運転手	氏名		
	住所		
雇用年月日	報酬の額	備考	
令和 年 月 日	円		
令和 年 月 日	円		
令和 年 月 日	円		
令和 年 月 日	円		
令和 年 月 日	円		

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 運転手が大崎上島町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、大崎上島町に支払を請求することはできません。
- 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られますので、その指定した1人のみについて記載してください。
- 候補者の指定した運転手以外の運転手は、大崎上島町に支払を請求することはできません。

ピラ作成証明書

次のとおりピラを作成したものであることを証明します。

令和 3年 月 日

令和3年3月21日執行 大崎上島町議会議員一般選挙

候補者.....

ピラ作成業者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び所在地）	
作成枚数	枚
作成金額	円
備考	

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ピラの作成業者ごとに別々に作成し、候補者からピラ作成業者に提出してください。
- ピラ作成業者が大崎上島町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ピラ作成業者は、大崎上島町に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - 枚数 1,600枚
 - 限度額
確認された作成枚数が5,000枚以下の場合
 $7円51銭 \times \text{当該作成枚数} = \text{限度額}$

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

令和 3年 月 日

令和3年3月21日執行 大崎上島町議会議員一般選挙

候補者.....

ポスター作成業者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び所在地）	
作成枚数	枚
作成金額	
当該選挙におけるポスター掲示場数	89箇所

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスターの作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が大崎上島町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、大崎上島町に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数に相当する枚数

(2) 限度額

103,500円 + 525.06円 × ポスター掲示場数

＝単価（1円未満の端数は切上げ）

ポスター掲示場数

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額